

(議事録)

賃金室長

令和5年度 第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。  
なお、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局において進行いたします

8月3日の第3回審議会において、埼玉労働局長から特定最低賃金の改正決定の諮問したことにより、特定最低賃金専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦により委員の任命をいたしました。

委員になられた方々には予め辞令を座席に置かせていただきました。

まず、定足数の確認をいたします。

なお、業種名は略称で申し上げます。

非鉄金属は 8名の出席、1名の欠席。欠席は、菊地委員です。

電子部品は 8名の出席、1名の欠席。欠席は、西牧委員です。

輸送用機械は 9名の出席。

光学機械は 9名の出席。

自動車小売は 8名の出席、1名の欠席。欠席は野口委員です。

各専門部会とも委員の3分の2以上が出席されていることから、審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴者はありません。

賃金室長

続いて、北代労働基準部長より、ご挨拶申し上げます。

労働基準部長

皆様には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度までこの合同専門部会は委員の人数が多いところ、この会場より広い雇用保険説明会会場で行っていたところではありますが、新型コロナが第5類に移行後、常に雇用保険説明会が対面で実施されるようになり、今回狭い会場での運営になりご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、去る7月31日に開催されました第2回埼玉地方最低賃金審議会において、埼玉労働局長からの県内5つある特定最低賃金の改正の必要性の有無についての諮問を受け、8月2日の第3回本審で「改正の必要性あり」との答申を受けたことから、同日、金額改正の諮問をさせていただきまして、特定最低賃金の各種専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦等により専門部会委員の任命をさせていただきました。委員になられた皆様方には、あらかじめ机の上に任命通知を置いてありますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。

この特定最低賃金の審議につきましては、労使のイニシアティブをもって進めていただくものでございますが、審議日程は、非常にタイトであることから、それぞれ次の各種専門部会で金額審議をしていただき、

各部会報告を取りまとめていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、本日の合同専門部会の開催に当たりまして、冒頭のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長 続いて、埼玉地方最低賃金審議会 土屋会長からご挨拶をお願いいたします。

土屋会長 会長の土屋です。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。皆様ご承知と思いますが、地域別最低賃金につきましては、41 円引き上げで時間額 1,028 円、10月1日から発効となります。この結論につきましては、公労使3者で真摯に審議を尽くして、全会一致で結審したものです。ただ、審議日程は予定通りにならず、予備日も使ってなんとかまとまったということであります。41 円という金額につきましては、例年になく大きな金額となっております。また影響率につきましても 20%を超えています。

この周知・啓発については、労働局が中心となって行ってもらいますが、労使の委員の皆様方にもぜひご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日から特定最低賃金の審議が行われます。原材料費や消費者物価の上昇のもと、難しい状況の中での審議になりますが、今年度は特に地域別最低賃金が10月1日から41円上がります。そうしますと、現行の地域別最低賃金の金額に5業種すべての特定最低賃金が埋没する状況になります。特定最低賃金のあり方、意義について、今回の審議においてはとくにそれぞれお考えいただくことが必要ではないかと考えております。特定最低賃金は労使のイニシアチブで決定されるべき性格のものです。それぞれイニシアチブを発揮していただいて、適切な結論が得られるよう、審議を尽くしていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

賃金室長 次に、委員のご紹介ですが、委員名簿の配布をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

配布資料の確認です。資料は一覧のとおりですが、欠落等ありましたら、事務局にお申し付けください。

賃金室長 議題1は各部会長及び部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理は最低賃金法第25条第4項の準用規定による同法第24条において「公益委員の中から委員が選挙する」と規定されています。

この会議に先立って公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、  
非鉄金属 部会長 野崎委員 部会長代理 福田委員  
電子部品 部会長 鈴木委員 部会長代理 土屋委員  
輸送用機械 部会長 福田委員 部会長代理 小寺委員  
光学機械 部会長 福田委員 部会長代理 鈴木委員  
自動車小売 部会長 鈴木委員 部会長代理 土屋委員  
とのご推薦がありました。

委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思います。推薦のとおりでよろしいでしょうか

(異議なし)

例年、全体の議事進行は各部会長の中から部会長代表を決めていただき、議事進行をお願いしているところです。

事前の打合わせにより、輸送用機械の部会長であります福田部会長の推薦がありました。推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金室長 それでは、福田委員、部会長代表として議事進行をお願いします。

福田部会長代表 それでは部会長代表として全体の議事を進めさせていただきます。  
本日の議事録の署名ですが公益委員は私が、労働者側委員は柿沼委員、使用者側委員は 廣澤委員にお願いします。

なお、本部会は埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項の規定により公開とし、議事録につきましても同規程第8条により公開することといたします。

福田部会長代表 議題2は「公示に基づく関係労使の意見書」です。事務局からお願いします。

賃金室長 8月2日の第3回審議会において、各特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、同日から8月22日まで、特定最低賃金の改正について関係労使からの意見を求めたところ、意見の提出はありませんでした。

福田部会長代表 次の議題は、各特定最低賃金の改正決定についてです。  
事務局から配布資料について説明してください。

賃金室長 配布資料は資料目次の通りNo.1からNo.23までとなっています。  
No.1が各部会の委員名簿です。No.2がこれからの各部会の審議と、10月3日の本審、異議があった場合の10月19日の異議審の日程です。No.3が専門部会の運営規定です。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、No.4のとおり諮問が行われ、5業種全てに必要性

ありとの答申がNo.5 のように行われました。これを受けてNo.6 のとおり特定最低賃金の改正決定についての諮問が行われ、本日専門部会が開催されております。No.7 は、各特定最低賃金の申出書です。No.8 が埼玉県最低賃金の推移で、金額の推移と引き上げ額の推移を示しています。No.9 は各特賃の未満率と影響率の推移です。この影響率を算出した調査は最低賃金に関する基礎調査という調査で、その調査結果を、業種ごとに分けてNo.10 からNo.14 までとしています。No.15 からは、今年の春闘の状況、No.15 は厚生労働省が発表したもの、No.16 は連合、No.17 は経団連が発表したものです。No.18 で雇用情勢を表す埼玉労働市場ニュース、No.19 は毎月勤労統計調査、No.20 はさいたま市の消費者物価指数、No.21 で埼玉県の鉱工業指数です。最後に、No.22 と 23 で自動車関係の資料をつけています。

このほか、使用者側提出資料を配布しています。

資料の説明は以上です。

福田部会長代表     それでは、次回の金額審議の開催日程について、確認したいと思います。

開催日程については、事前調整により資料 No2 のとおり日程案をお示ししているところです。こちらの開催日程で不都合な方はいらっしゃいますか。

定足数を満たしますので、日程どおり開催することとします。

福田部会長代表     議事4はその他です。まず、委員の先生方から何かありますか。事務局から何かありますか。

賃金室長             各専門部会の第2回以降の審議の公開について説明いたします。

令和5年4月6日にとりまとめられた中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開することが適当とされたところですが。

これを踏まえ、埼玉地方最低賃金審議会では、今年から、埼玉県最低賃金の審議を行うに当たっては、公労使三者が集まって議論を行う部分をすべて公開としました。

埼玉地方最低賃金審議会では、特定最低賃金の金額の改正に関する議論を行う部分、つまり、第2回以降の各専門部会については、専門部会運営規定第7条に規定する「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合」に該当することから、非公開としていたところですが、中央最低賃金審議会の報告書を踏まえ、特定最低賃金改正に係る審議についても、公労使三者が集まって議論

を行う部分を公開とし、部会長が非公開とすべきと判断した場合は、適宜非公開としていただくよう、お願いいたします。

福田部会長代表　　今の事務局説明について、ご質問などありますか。  
（なし）

福田部会長代表　　それでは、次回開催予定の第2回特定最低賃金専門部会は、議事、議事録とも、公開とします。これで第1回特定最低賃金合同部会を終了します。

— 了 —